



もてなしの心

落ちた花を水に浮かべ、つくばいの風情を静かに楽しませる、この日本人の心根は、なんと美しいことか。この優しさから醸し出される色彩などの演出も、長い刻を経て、培われた素晴らしい感性だろう。私たちの持つ多くの言葉のなかに、積み重ねた心の内面を表す素晴らしいものが、たくさんあることを誇りに思う。伝来の漢字から漢字／かな表記の芽生えて源氏物語大長編54巻が生みだされた。このようにして、優しい心根を持つ日本人の姿が、創り上げられたのであろう。大きな文化遺産を今の時代で乱してはならない。(奈良伝光寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 保険料は納期内に納めましょう ● 11月は「ねんきん月間」です
- 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう
- 協会けんぽからのお知らせ ・退職等で資格喪失される方の健康保険証の回収をお願いいたします
・被扶養者資格の再確認業務にご協力いただきありがとうございます ・「生活習慣病予防健診」はお済みですか？
- 便利で、カンタン、「ねんきんネット」！

職場内で回覧しましょう

保険料は納期内に納めましょう



社会保険料は医療費や傷病手当金、年金の支払いなど保険給付費の大切な財源です。社会保険制度の趣旨をご理解いただき、納期内に納入されますようお願いいたします。

安心で便利な「口座振替」をご利用ください

毎月の保険料を、指定の金融機関の預金口座から口座振替で納めていただきますと、金融機関などの窓口に行く手間が省けるうえ、納付忘れもなく大変便利です。

口座振替の手続きについて

健康保険料および厚生年金保険料の口座振替をご利用いただく場合は、年金事務所等（※）に備え付けている「保険料口座振替納付申出書」と「保険料口座振替依頼書」（複写になっています）に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、金融機関の確認印を受けて管轄の年金事務所にご提出ください。

（※）「保険料口座振替納付申出書」等を金融機関から入手される場合は、備え付けていない場合がありますので、事前に金融機関にご確認ください。

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、国民の皆さまに公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくよう、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。



あなたの年金権を守る生涯のパートナー 基礎年金番号は大切に

基礎年金番号は、20歳になり国民年金に加入したとき、就職して厚生年金や共済組合に加入したときなど公的年金に初めて加入したときに番号が決められ、年金手帳が交付されます。

その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わることのない大切な「1人1番号」となります。

年金に関する問い合わせや届出、年金請求の際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

年金受給者の皆さまへ

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は 期限までに提出しましょう



「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。

※「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を以下「扶養親族等申告書」という。
毎年10月下旬に、日本年金機構から課税の対象となる受給者の方に送付されます。

課税の対象となる年金

国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金、および共済組合から支給される退職年金です。
上記の年金は所得税法により「雑所得」として所得税が課せられます。障害年金・遺族年金には課税されません。

「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

平成25年分「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

65歳未満の方（昭和24年1月2日以後に生まれた方）	年金額が108万円以上
65歳以上の方（昭和24年1月1日以前に生まれた方）	年金額が158万円以上

ただし、対象となる年に支給される年金の額が一定額（65歳以上の受給者の場合は158万円、65歳未満の受給者の場合は108万円）に満たない受給者については、その者の受ける年金の支給額からの源泉徴収は要しないものとされており、また、「扶養親族等申告書」の提出も必要ないものとされています。

(注)退職共済年金の受給者であり、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方の場合は、退職共済年金の支払額が80万円です。

提出期限

扶養親族等申告書は、12月1日までに提出していただきます。

もし、扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、特別徴収された社会保険料を控除した後の年金支給額の10%が所得税として源泉徴収されます。

なお、2以上の年金の支払者に対し扶養親族等申告書を提出している方、年金以外に所得がある方などは確定申告が必要です。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

退職等で資格喪失される方の 健康保険証の回収をお願いいたします

保険証

～資格喪失後の健康保険証の使用防止にご協力ください～

健康保険の資格は、会社を退職したり、新たに就職した場合に切り替えとなります。健康保険証はそのつど、退職時に会社に返却し、入社時に新たに交付を受けることとなります。

事業主(事務ご担当者)さまへのお願い

* 資格喪失(退職、扶養の解除等)される方の健康保険証等を必ず回収していただきますようお願いいたします。

* 資格喪失後は次の健康保険制度(国民健康保険など)に加入手続きを行い、医療機関等を受診する際は、新しい健康保険証を使用するようお願いいたします。

※退職時に保険証の返却がなかった場合、協会けんぽからご本人の方に、連絡させていただく場合がございますのでご了承ください。
※証回収不能として資格喪失届等の提出後に健康保険証等の回収ができた場合は、すみやかに協会けんぽへご返却ください。

もし、資格喪失日以降に健康保険証を使用してしまった場合は?

- ◆ 資格喪失後に医療機関等で健康保険証を使用して受診されますと、民法上の「不当利得」に該当し、ご本人に協会けんぽで負担した医療費(総医療費の7～9割分)を返還していただくこととなります。また、協会けんぽや医療機関等において煩雑な事務処理が発生し、業務に支障をきたすばかりでなく、本来協会けんぽが支払う必要のない医療費の発生原因となることから、健康保険料率にも影響を及ぼします。



被扶養者資格の再確認業務に ご協力いただきありがとうございました

- * 平成24年度の被扶養者資格の再確認業務において、7月31日時点で6,000件を超える「健康保険被扶養者調書兼異動届(解除用)」を「健康保険被扶養者状況リスト」と一緒にご提出いただいております。このことにより、高齢者医療制度への支援金等の負担額が軽減され、加入者の皆さまの保険料率上昇の抑制につながります。
- * 被扶養者資格の再確認対象者がおられる事業所さまで、送付されてきました「健康保険被扶養者状況リスト」等が未提出の事業所さまにおかれましては、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご提出にご理解とご協力をお願いいたします。

【参考】前回平成22年度の実施効果額等について

被扶養者から除かれた人：8.7万人(全国) 7,953人(大阪支部)
解除による効果：40億円程度(高齢者医療制度への負担軽減効果)

※再確認対象者は、平成24年3月以前の被扶養認定者で、4月1日において18歳以上の方です。

※「健康保険被扶養者調書兼異動届(解除用)」は被扶養再確認専用です。通常期の扶養家族の異動については使用できませんので、日本年金機構(年金事務所)様式の「健康保険被扶養者(異動)届」にて書類を作成のうえ、日本年金機構(年金事務所)へ直接ご提出をお願いいたします。

くわしくは、「健康保険被扶養者状況リスト」に同封いたしましたリーフレット、協会けんぽのホームページをご覧ください。どうか、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

「生活習慣病予防健診」はお済みですか？

年に一度は、健康診断を受けましょう！

協会けんぽでは、**35歳から74歳**までの加入者（ご本人）の方を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しています。

平成23年度の生活習慣病予防健診〔加入者（ご本人）・40歳以上〕の実施率は全国平均で42.7%ですが、**大阪支部では28.0%と全国最低**となっております。

健診はご自身の健康状態を知る第一歩です。生活習慣病の予防のため、年に一度は協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をぜひご利用ください。

協会けんぽの生活習慣病予防健診は…



インターネットサービスもご利用ください

健診メニューが豊富です

胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、便潜血反応検査があります。
子宮頸がん、乳がん検査があります（指定年齢あり）。事業者健診（労働安全衛生法により、事業主さまに義務付けられた健診）の項目を満たしています。

健診費用がお得です

上記健診のメニュー（子宮頸がん、乳がん検査を除く）に基本健診がセットで自己負担額は最高で6,843円です。

健診費用総額18,007円のうち



申込方法

希望する健診機関へ予約
(大阪府内では、164カ所の健診機関で、受診できます)



予約後、生活習慣病予防健診申込書に必要事項を記入して、協会けんぽへ郵送



健診日に、保険証を持参して受診



健診結果により「特定保健指導」を実施しています

健康診断の結果から、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣病の発症リスクが高い40歳以上の加入者（ご本人）の方を対象に、**無料で「特定保健指導」**を実施しています。

特定保健指導では、**メタボリックシンドロームの予防や改善を目的**として、保健師や管理栄養士がお一人さまごとの目標の設定、ライフスタイルにあわせた生活習慣の改善方法のご提案、実践の後押しや継続フォローにより、皆さまの生活習慣改善に向けたサポートをさせていただきます。

「生活習慣病予防健診」の結果、該当する事業所さままたはご本人さまへ、「特定保健指導」のご案内をいたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

定期健康診断(事業者健診)の結果をご提供ください

事業主の皆さまへ

*労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業者健診)を受けておられる場合は、健診結果を協会けんぽに提供いただくことによって、協会けんぽにご加入の40歳以上の加入者(ご本人)で、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、無料で特定保健指導を実施しております。

ご家族も定期的に健診を受けましょう！

協会けんぽでは**40歳から74歳の加入者(ご家族)**の方を対象に「特定健康診査」を実施しています。「特定健康診査」を受けるには「受診券」と「保険証」が必要です。受診券は加入者(ご本人)がお勤めの事業所へ4月初旬に送付しております。くわしくは協会けんぽホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

便利で、カンタン、「ねんきんネット」!

NEW 「年金の支払いに関する通知書」などが
パソコンで確認できます!

年金の支払いに関する「振込通知書」や「ねんきん定期便」などを電子メールでご案内します。



いつでも、最新の年金記録が確認できます!

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

わずか5分で利用登録。その瞬間からご利用できます

日本年金機構のホームページから「アクセスキー」で利用登録を行うと、その場でユーザIDが発行され、ご自身の年金情報をご確認いただけます。詳しくは、裏面をご覧ください。

※セキュリティの関係上、アクセスキーの有効期限は発行後3カ月となっております。お早めのご利用登録をお願いいたします。

※アクセスキーをお持ちでない方は、ねんきんネット申請用トップページの「ご利用登録（アクセスキーをお持ちでない方）」からお手続きを行ってください。

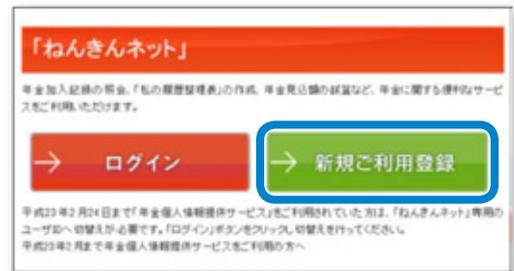
ご利用の手続きはとっても簡単！

1. 日本年金機構ホームページにアクセス

日本年金機構 (<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックしてください。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックしてください。



2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



上記画面（ねんきんネット申請用トップページ）が表示されますので、「ご利用登録（アクセスキーをお持ちの方）」ボタンをクリックしてください。

「ユーザID発行申込み（入力）」画面が表示されますので、窓口にて発行いたしました「アクセスキー」と基礎年金番号（※）、氏名等の必要な情報を画面の指示に従って入力します。

※年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前に、基礎年金番号をご確認ください。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、
「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555

03-6700-1144

（050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合）

年金の現況届および住所変更届の提出を省略できます

年金請求書に住民票コードをご記入いただいた方などについて、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）において本人の確認ができた場合、日本年金機構において、住基ネットから今後の住所変更等の情報を取得します。これにより、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届等の提出が不要となります。

年金を請求された方につきましては、年金の支給の決定から2～3カ月後に、住民票コードの収録状況（住民票コード在住基ネットで確認した結果）を郵便でお知らせいたしますので、ご確認ください（収録状況は、ねんきんネットでもご確認いただけます）。